

香川県報



第 19 号

平成 18 年

3月10日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

告 示

- 町及び字の区域に編入する旨の届出（二件） （自治振興課） 一
- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 （健康福祉総務課） 二
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定 （水産課） 二

公 告

- 道路の区域変更 （道路保全課） 二
- 平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部改正 （都市計画課） 三

公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出 （経営支援課） 四
- 土地改良事業の適否決定（二件） （土地改良課） 四
- 土地改良区設立の適否決定 （農村整備課） 四
- 県営土地改良事業計画の変更 （農村整備課） 四
- 県営土地改良事業の換地処分（二件） （農村整備課） 四
- 公安委員会規則 （農村整備課） 四
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 （農村整備課） 五

告 示

●香川県告示第六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十八年三月十一日から編入する旨

さぬき市長から届出があった。

平成十八年三月十日

香川県知事 真鍋 武 紀

| 上 欄 | 下 欄 |
|------------|---|
| さぬき市鴨庄字長浜 | さぬき市鴨庄字日与次三四七の一部及びこの区域に隣接する道路である市有地の全部 |
| さぬき市鴨庄字日与次 | さぬき市鴨庄字明神四四〇の二の一部、四四〇の二の一部、四四一の二の一部、四四二の二、四四五の二の一部、四四五の二、四六四の二の一部、四六四の二の三及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の一部 |
| さぬき市鴨庄字日与次 | さぬき市鴨庄字長浜三八一から三八三までの各一部、三八八の一部、三九三の一部、三九四の一部、三九六の一部、三九七の一部、三九九の二の一部、三九九の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部 |
| さぬき市鴨庄字明神 | さぬき市鴨庄字明神四六六の二の一部、四六六の二の一部、四六七の二の一部、四七〇の二の一部、四八三の二の一部、四八四の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部並びに四九四に隣接する道路である市有地の全部 |
| さぬき市鴨庄字明神 | さぬき市鴨庄字長浜四一七から四一九までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部並びに四〇七から四一三までの地先の道路である市有地の一部、字明神四三三の二に隣接する字長浜の道路、水路である市有地の一部 |

●香川県告示第百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十八年三月十一日から編入する旨、さぬき市長から届出があった。

平成十八年三月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 上 欄 | 下 欄 |
|------------|--|
| さぬき市鴨部字宝蔵坊 | さぬき市鴨部字中尾五三〇四の二の一部及びこの区域に隣接する道路である市有地の全部 |
| さぬき市鴨部字中尾 | さぬき市鴨部字東上月六〇四〇の二の一部、六〇四一の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部 |
| さぬき市鴨部字東上月 | さぬき市鴨部字東上月六〇四二の一部、六〇四三の一部、六〇四四の一部、六〇四五の一部、六〇四六の二の一部、六〇五一の一部、六〇五四の一部、六〇五五の四及びこれらの区域に隣接介在する水路である市有地の一部 |
| | さぬき市鴨部字宝蔵坊五三五六の一部、五三五七の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部 |
| | さぬき市鴨部字中尾五三三四の地先の道路である市有地の一部、字東上月六〇四三に隣接する字中尾の道路である市有地の全部 |

●香川県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年三月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 指定年月日 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーション等 |
|----------|-------------------|----------------|-----------------------|
| 平成一八、二、一 | 社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会 | 善通寺市文京町二丁目一番四号 | 訪問看護事業所「ほのぼの」町二丁目一番四号 |

●香川県告示第百六十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、王越加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたとので告示する。

平成十八年三月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月十日から同月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 高松王越坂出線（十六号）
- 三 道路の区域

| 区 間 | | 変 更 前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|---|------------|-----------------|---------------|-----------------------|
| 坂出市大屋富町字堀切一八五九番 二地先から 坂出市大屋富町字中須加二〇八三 番一地先まで | 前 | 五・〇 | 一〇・〇 | 七六 | 道路改修工 事に伴う現 道拡幅 |
| | 後 | 八・五 | 一一・四 | 七六 | |

●香川県告示第百六十八号

平成十二年香川県告示第百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成十八年三月十日から施行する。

平成十八年三月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一(一)の表4の項中「仲多度郡琴平町と同郡仲南町との境」を「仲多度郡仲南町大字十郷内国道三百七十七号との交点」に、「県道満濃善通寺線」を「仲多度郡満濃町四條内県道満濃善通寺線」に、「四国旅客鉄道株式会社土讃本線」を「仲多度郡琴平町五條内四国旅客鉄道株式会社土讃本線」に改め、同表7の項中「仲多度郡琴平町と同郡仲南町との境」を「仲多度郡仲南町大字十郷内国道三十二号との交点」に改める。

公 告

●香川県公告第百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年三月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

- 大和工商リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
しまむら・マック多度津店 仲多度郡多度津町北鴨二丁目一番地ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
株式会社大屋 愛媛県西条市大町一七六五番地
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年十一月二日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、〇一五平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (一) 駐車場の収容台数
八三台
- (二) 駐車場の収容台数
五八台
- (三) 荷さばき施設の面積
一九九・五九平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
二二・七五立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時四十五分から午後九時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設（マック）

午前九時から午後六時まで
荷さばき施設(しまむら)
午前零時から午後十二時まで

二 届出年月日

平成十八年三月一日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課

2 縦覧期間

平成十八年三月十日(金曜日)から同年七月十日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年七月十日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第四百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市西植田土地改良区が土地改良事業(単独市費補助土地改良事業中原地区)を行うことについて平成十八年二月二十二日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年三月十七日から同年四月六日まで縦覧に供する。

平成十八年三月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、観音寺市が土地改良事業(元気な地域づくり交付金(基盤整備促進事業) 野々池大坪地区)を行うことについて平成十八年二月二十三日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成十八年三月十七日から同年四月六日まで縦覧に供する。

平成十八年三月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第一項の規定により、高松市塩江町土地改良区設立認可の申請は平成十八年三月一日適当と決定した。

その土地改良事業計画書および定款の写を高松市土地改良課において平成十八年三月十七日から同年四月五日まで縦覧に供する。

平成十八年三月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業(山田地区))計画を平成十八年二月二十七日変更した。

その関係書類を綾上町建設土木課において平成十八年三月十七日から同年四月五日まで縦覧に供する。

平成十八年三月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十八年三月一日県営田園空間整備事業志度地区（長浜工区）の換地処分をした。

平成十八年三月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十八年三月一日県営田園空間整備事業志度地区（中尾工区）の換地処分をした。

平成十八年三月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

第一条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表香川県小豆警察署の項を次のように改める。

| | | |
|----------|------------------------------------|----------------------|
| 香川県小豆警察署 | 大部駐在所 甲三二四六番地三 五 | 土庄町のうち、大部、小部 |
| | 大鐸駐在所 小豆郡土庄町肥土 山甲一七九九番地 一 | 土庄町のうち、笠滝、黒岩、小馬越、肥土山 |
| | 北浦駐在所 小豆郡土庄町見目 乙六九二番地一七 | 土庄町のうち、馬越、小海、見目、屋形崎 |

| | | |
|----------|----------------------------|------------------------|
| 土庄交番 | 小豆郡土庄町淵崎 甲二二八九番地二 | 土庄町のうち、上庄、土庄町、淵崎 |
| 四海駐在所 | 小豆郡土庄町伊喜 末一番地二八 | 土庄町のうち、伊喜末、小江、滝宮、長浜 |
| 豊島駐在所 | 小豆郡土庄町豊島 家浦二二六八番地 五六 | 土庄町のうち、豊島家浦、豊島唐櫃、豊島甲生 |
| 福田駐在所 | 小豆郡小豆島町福 田甲一二〇八番地 一 | 小豆島町のうち、福田、吉田 |
| 橘駐在所 | 小豆郡小豆島町橘 甲四四〇番地三 | 小豆島町のうち、当浜、岩谷、橘 |
| 坂手駐在所 | 小豆郡小豆島町坂 手甲一八三四番地 三九 | 小豆島町のうち、坂手 |
| 小豆警察署所在地 | 小豆郡小豆島町苗 羽甲一三五一番地 一 | 小豆島町のうち、馬木、田浦、苗羽、古江、堀越 |
| 安田駐在所 | 小豆郡小豆島町安 田甲一一〇番地一 〇 | 小豆島町のうち、木庄、安田 |
| 草壁駐在所 | 小豆郡小豆島町草 壁本町六〇二番地 四〇 | 小豆島町のうち、片城、神懸通、草壁本町、西村 |
| 池田駐在所 | 小豆郡小豆島町池 田九八四番地二 | 小豆島町のうち、池田、蒲生 |
| 三都駐在所 | 小豆郡小豆島町吉 野一三五番地三 | 小豆島町のうち、蒲野、神浦、二面、室生、吉野 |

別表香川県高松南警察署の項中「香川南駐在所」を「香川交番」に、「高松市香川町

川東上一七二六番地八」を「高松市香川町川東下三四六番地二」に、「香川町川内原」を「香川町浅野、香川町大野、香川町川内原」に改め、「香川町川東下」の下に「香川町寺井」を加え、

| | | |
|--------|----------------------|--------------------------|
| 香川北駐在所 | 高松市香川町大野一三六 〇番地三 | 高松市のうち、香川町浅野、香川町大野、香川町寺井 |
| 仏生山交番 | 高松市仏生山町甲二五一 八番地一五 | 高松市のうち、仏生山町 |

| | | |
|-------|----------------------|-------------|
| 仏生山交番 | 高松市仏生山町甲二五一 八番地一五 | 高松市のうち、仏生山町 |
|-------|----------------------|-------------|

改め、同表香川県綾南警察署の項中「綾歌郡綾上町粉所西甲二三〇八番地五」を「綾歌郡綾川町粉所西甲二三〇八番地五」に、「綾上町のうち、粉所西」を「綾川町のうち、粉所西」に、

| | | |
|--------|-----------------------|-------------------|
| 山田駐在所 | 綾歌郡綾上町山田上甲一 二九六番地二 | 綾上町のうち、東分、山田上、山田下 |
| 羽床上駐在所 | 綾歌郡綾上町羽床上六一 一番地九 | 綾上町のうち、牛川、西分、羽床上 |
| 畑田駐在所 | 綾歌郡綾南町大字畑田二 三八六番地一 | 綾南町のうち、大字千疋、大字畑田 |

| | | |
|--------|-----------------------|-------------------|
| 畑田駐在所 | 綾歌郡綾川町畑田二三八 六番地一 | 綾川町のうち、千疋、畑田 |
| 山田駐在所 | 綾歌郡綾川町山田上甲一 二九六番地二 | 綾川町のうち、東分、山田上、山田下 |
| 羽床上駐在所 | 綾歌郡綾川町羽床上六一 一番地九 | 綾川町のうち、牛川、西分、羽床上 |

に、 を に を

「綾歌郡綾南町大字陶四一六八番地四」を「綾歌郡綾川町陶四一六八番地四」に、「綾南町のうち、大字陶」を「綾川町のうち、陶」に、「綾歌郡綾南町大字滝宮一三三二番地二」を「綾歌郡綾川町滝宮一三三二番地二」に、「綾南町のうち、大字小野、大字菅原、大字北、大字滝宮、大字羽床下」を「綾川町のうち、小野、菅原、北、滝宮、羽床下」に改め、同表香川県琴平警察署の項を次のように改める。

| | | | |
|----------|---------------------|--------------------------------|-----|
| 香川県琴平警察署 | 琴平駅前交番 | 仲多度郡琴平町三番地六 | 琴平町 |
| 美合駐在所 | 仲多度郡まんのう町中通一五二番地三 | まんのう町のうち、勝浦、川東、中通 | |
| 造田駐在所 | 仲多度郡まんのう町造田一五四番地四 | まんのう町のうち、造田 | |
| 長炭駐在所 | 仲多度郡まんのう町炭所西一四五〇番地二 | まんのう町のうち、炭所西、炭所東、長尾 | |
| 七箇駐在所 | 仲多度郡まんのう町七箇三三九五番地一 | まんのう町のうち、後山、大口、塩入、七箇、帆山 | |
| 四條駐在所 | 仲多度郡まんのう町四條七二五番地二 | まんのう町のうち、神野、岸上、五條、四條、真野、吉野、吉野下 | |
| 十郷駐在所 | 仲多度郡まんのう町買田二二三番地二 | まんのう町のうち、生間、追上、買田、佐文、新目、宮田、山脇 | |
| 高篠駐在所 | 仲多度郡まんのう町東高篠一二五八番地二 | まんのう町のうち、公文、西高篠、羽間、東高篠 | |

第二条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を次

のように改正する。

別表香川県高松南警察署の項中、「一宮町」の下に、「円座町」を、「寺井町、成合町の一部」の下に、「西山崎町」を加え、

| | | |
|-------|---------------|-----------------|
| 川岡駐在所 | 高松市川部町一五五二番地三 | 高松市のうち、岡本町、川部町 |
| 円座駐在所 | 高松市円座町一七〇番地一 | 高松市のうち、円座町、西山崎町 |

| | | |
|-------|---------------|----------------|
| 川岡駐在所 | 高松市川部町一五五二番地三 | 高松市のうち、岡本町、川部町 |
|-------|---------------|----------------|

改め、同表香川県坂出警察署の項中

| | | |
|---------|-------------------|---|
| 国分寺南駐在所 | 高松市国分寺町福家甲三一〇三番地三 | 高松市のうち、国分寺町新名、国分寺町福家 |
| 国分寺交番 | 高松市国分寺町新居一六七二番地三 | 高松市のうち、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新居 |
| 飯山交番 | 丸亀市飯山町川原九三二番地三 | 丸亀市のうち、飯山町上法軍寺、飯山町川原、飯山町真時、飯山町下法軍寺、飯山町西坂元、飯山町東小川、飯山町東坂元 |
| 高屋駐在所 | 坂出市高屋町一三一一番地三 | 坂出市のうち、青海町、大屋富町、神谷町、高屋町 |

| | | |
|-------|---------------|-------------------------|
| 高屋駐在所 | 坂出市高屋町一三一一番地三 | 坂出市のうち、青海町、大屋富町、神谷町、高屋町 |
|-------|---------------|-------------------------|

| | | |
|-------|--------------|------------|
| 林田駐在所 | 坂出市林田町六七一番地六 | 坂出市のうち、林田町 |
|-------|--------------|------------|

を に を に を

| | | |
|-------|---------------|------------|
| 林田駐在所 | 坂出市林田町六七一番地六 | 坂出市のうち、林田町 |
| 川津駐在所 | 坂出市川津町二九四五番地一 | 坂出市のうち、川津町 |

| | | |
|-------|---------------|--------------------------|
| 川津駐在所 | 坂出市川津町二九四五番地一 | 坂出市のうち、川津町 |
| 与島駐在所 | 坂出市与島町六一番地 | 坂出市のうち、岩黒、沙弥島、瀬居町、櫃石、与島町 |

| | | |
|-------|------------|--------------------------|
| 与島駐在所 | 坂出市与島町六一番地 | 坂出市のうち、岩黒、沙弥島、瀬居町、櫃石、与島町 |
|-------|------------|--------------------------|

改め、「綾歌郡のうち、」を削り、同表香川県綾南警察署の項中「香川県高松西警察署」を「香川県高松西警察署」に、

| | | |
|-------|------------------|------------------------------------|
| 富能駐在所 | 丸亀市綾歌町富能一一九二番地七 | 丸亀市のうち、綾歌町富能 |
| 栗熊駐在所 | 丸亀市綾歌町栗熊西一六〇〇番地六 | 丸亀市のうち、綾歌町栗熊西、綾歌町栗熊東 |
| 岡田駐在所 | 丸亀市綾歌町岡田下五三四番地五 | 丸亀市のうち、綾歌町岡田上、綾歌町岡田下、綾歌町岡田西、綾歌町岡田東 |

| | | |
|---------|-------------------|-----------------------------|
| 国分寺南駐在所 | 高松市国分寺町福家甲三一〇三番地三 | 高松市のうち、国分寺町新名、国分寺町福家 |
| 国分寺交番 | 高松市国分寺町新居一六七二番地三 | 高松市のうち、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新居 |

「綾南警察署所在地」を「高松西警察署所在地」に改め、同表香川県丸亀警察署の項中

を に を に を に

| | | |
|-------|------------------|---|
| 飯野駐在所 | 丸亀市飯野町東分三三二九番地五 | 丸亀市のうち、飯野町西分、飯野町東二、飯野町東分 |
| 富熊駐在所 | 丸亀市綾歌町富熊一一九二番地七 | 丸亀市のうち、綾歌町富熊 |
| 栗熊駐在所 | 丸亀市綾歌町栗熊西一六〇番地六 | 丸亀市のうち、綾歌町栗熊西、綾歌町栗熊東 |
| 飯山交番 | 丸亀市飯山町川原九三二番地三 | 丸亀市のうち、飯山町上法軍寺、飯山町川原、飯山町真時、飯山町下法軍寺、飯山町西坂元、飯山町東小川、飯山町東坂元 |
| 岡田駐在所 | 丸亀市綾歌町岡田下五三四番地五 | 丸亀市のうち、綾歌町岡田上、綾歌町岡田下、綾歌町岡田西、綾歌町岡田東 |
| 飯野駐在所 | 丸亀市飯野町東分二二三二九番地五 | 丸亀市のうち、飯野町西分、飯野町東二、飯野町東分 |
| 垂水駐在所 | 丸亀市垂水町三三三三番地八 | 丸亀市のうち、垂水町 |
| 垂水駐在所 | 丸亀市垂水町三三三三番地八 | 丸亀市のうち、垂水町 |
| 郡家交番 | 丸亀市郡家町三三九四番地一 | 丸亀市のうち、郡家町、三条町 |
| 郡家駐在所 | 丸亀市郡家町三三九四番地一 | 丸亀市のうち、郡家町、三条町 |
| 田村交番 | 丸亀市田村町三七六番地 | 丸亀市のうち、金倉町、柞原町、城 |

に、 を、 に、 を

| | | |
|-------|---------------|--|
| 本島駐在所 | 丸亀市本島町泊四八〇番地三 | 丸亀市のうち、牛島、本島町生ノ浜、本島町大浦、本島町笠島、本島町甲生、本島町小阪、本島町尻浜、本島町泊、本島町福田 |
| 城坤駐在所 | 丸亀市今津町六五四番地三 | 丸亀市のうち、今津町、天満町一丁目、天満町二丁目、中津町、前塩屋町一丁目、前塩屋町二丁目 |
| 田村交番 | 丸亀市田村町三七六番地六 | 丸亀市のうち、金倉町、柞原町、城西町一丁目、城西町二丁目、城南町、新田町、田村町、津森町、中府町一丁目、中府町二丁目、中府町三丁目、中府町四丁目、中府町五丁目、原田町、原田団地、山北町 |
| 本島駐在所 | 丸亀市本島町泊四八〇番地三 | 丸亀市のうち、牛島、本島町生ノ浜、本島町大浦、本島町笠島、本島町甲生、本島町小阪、本島町尻浜、本島町泊、本島町福田 |

に、 を、 に、 を

改め、別表香川県観音寺警察署の項中

| | | |
|-------|----------------------|-------------------------------|
| 豊浜交番 | 観音寺市豊浜町姫浜六一 六番地四 | 観音寺市のうち、豊浜町姫浜、豊浜町和田の一部、豊浜町和田浜 |
| 花稲駐在所 | 観音寺市大野原町花稲七 五六番地一 | 観音寺市のうち、大野原町大野原の一部、大野原町花稲 |
| 高室駐在所 | 観音寺市室本町六六八番 地七 | 観音寺市のうち、高屋町、室本町 |

を

| | | |
|------|---------------------|---|
| 豊浜交番 | 観音寺市豊浜町姫浜六一 六番地四 | 観音寺市のうち、大野原町大野原の一部、大野原町花稲、豊浜町姫浜、豊浜町和田の一部、豊浜町和田浜 |
|------|---------------------|---|

に

「柳町交番」を「観音寺駅前交番」に、「観音寺市観音寺町甲一〇八七番地二八」を「観音寺市観音寺町甲一二三四番地一六」に改め、「瀬戸町四丁目」の下に「高屋町」を、「天神町三丁目」の下に「室本町」を加え、

| | | |
|----------------|----------------------|------------|
| 仁尾交番 | 三豊市仁尾町仁尾辛二四 番地一 | 三豊市のうち、仁尾町 |
| 観音寺駅前 警備派出所 | 観音寺市観音寺町甲一五 二一番地二 | |

を

| | | |
|-------|--------------------|------------|
| 仁尾駐在所 | 三豊市仁尾町仁尾辛二四 番地一 | 三豊市のうち、仁尾町 |
|-------|--------------------|------------|

に

改める。
附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一中交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則別表（以下「別表」という。）香川県高松南警察署の項の改正規定 平成十八年三月十五日

二 第一条中別表香川県琴平警察署の項の改正規定 平成十八年三月二十日

- 三 第一条中別表香川県小豆警察署の項及び香川県綾南警察署の項の改正規定 平成十八年三月二十一日
- 四 第二条の規定 平成十八年四月一日

平成十八年三月十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています